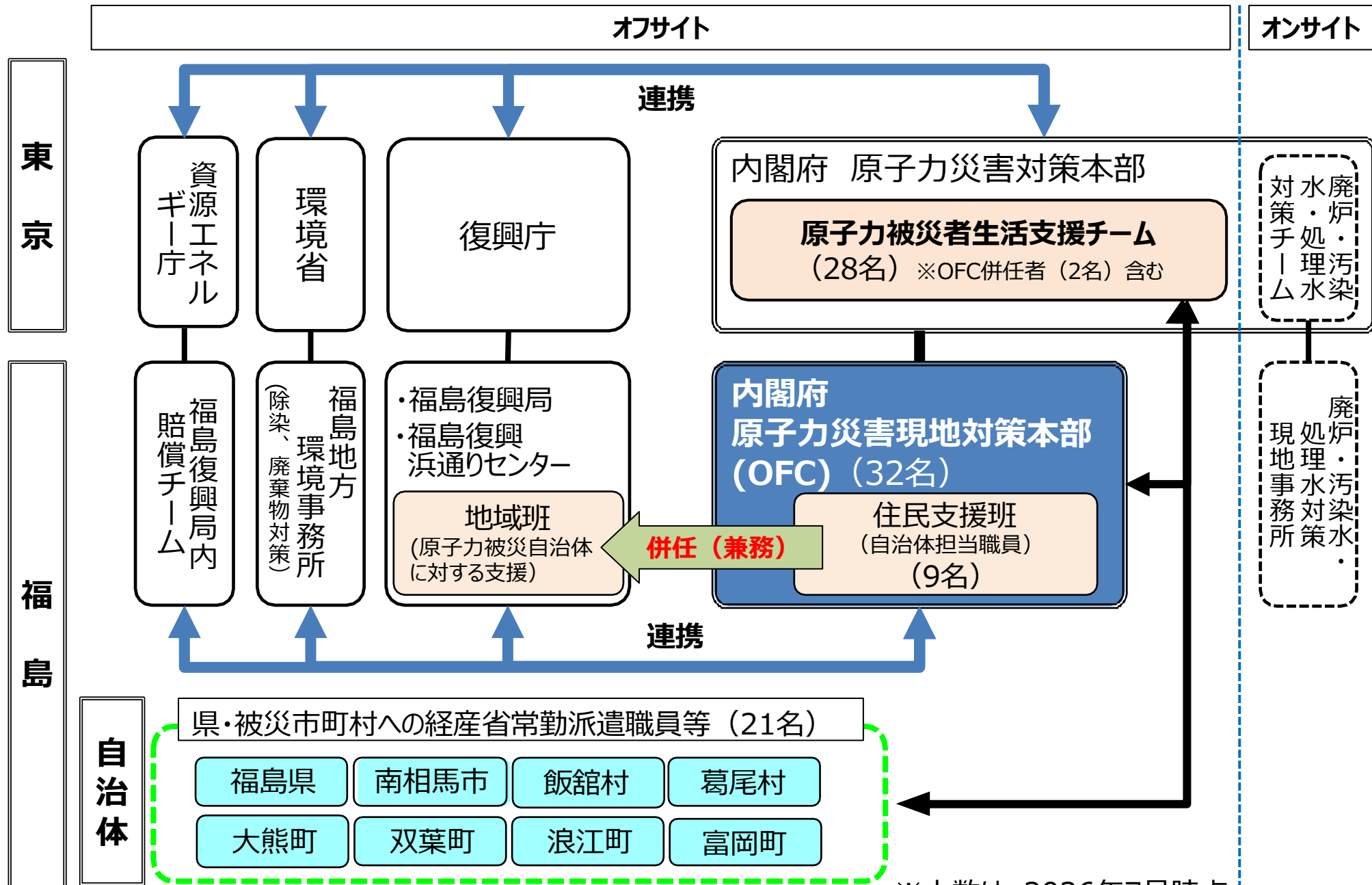


原子力災害現地対策本部の取組状況について

2026年7月
原子力災害現地対策本部

1. 体制



※人数は、2026年7月時点
(人事異動による変遷あり)

2. 構成（原子力災害現地対策本部）

本部長（山田賢司・経済産業副大臣）

副本部長（佐野究一郎・内閣府原子力被災者生活支援チーム審議官）

総括班

- ・現地対策本部の総合調整
- ・協議会全体会議の運営
- ・国・県・市町村各本部との連絡・調整

住民支援班

- ・避難区域等が設定された地域の住民支援の実施
- ・区域見直しに関する関係自治体・住民との調整等

広報班

- ・原子力災害対策本部等政府発表資料の広報及びプレス対応
- ・放射線に関するワンストップ相談窓口に関する業務

住民安全班(一時立入PT)

- ・帰還困難区域内の住民一時立入り支援
- ・ゲート（バリケード）管理業務

放射線班

- ・県内各地の空間線量・上水・食品・土壌等の放射線測定
- ・住民生活に直結した施設（集会場等）の測定

プラント班

- ・福島第一原子力発電所のプラント状況及びモニタリングポストの値に関する情報収集・整理

医療班

- ・原子力発電所内の傷病者対応、ヨウ素剤の対応

運営支援班

- ・現地対策本部の円滑な活動のためのバックオフィス業務

公益一時立入り

- ・公益目的及び原災法第26条の2の規定による避難指示区域への事業者等の立入に係る通行証発行関連業務

現地対策本部構成人員の所属:

- ＜国＞ ・経済産業省 ・原子力規制庁 ・内閣府 ・厚生労働省 ・海上保安庁
＜県等＞ ・福島県庁 ・福島県警察本部 ・双葉広域消防本部 ・東京電力

3. 避難指示区域の解除に向けた取組

1. 特定帰還居住区域

・帰還意向調査

1回：南相馬市

2回：浪江町、大熊町、双葉町、富岡町、葛尾村
(飯舘村は現在調査中)

※詳細はスライド7-9参照

 **区域設定**

→次の帰還意向調査時等に、これまで課題であった営農再開に関する調査を同時に実施する方向で調整。

2. 土地活用スキーム

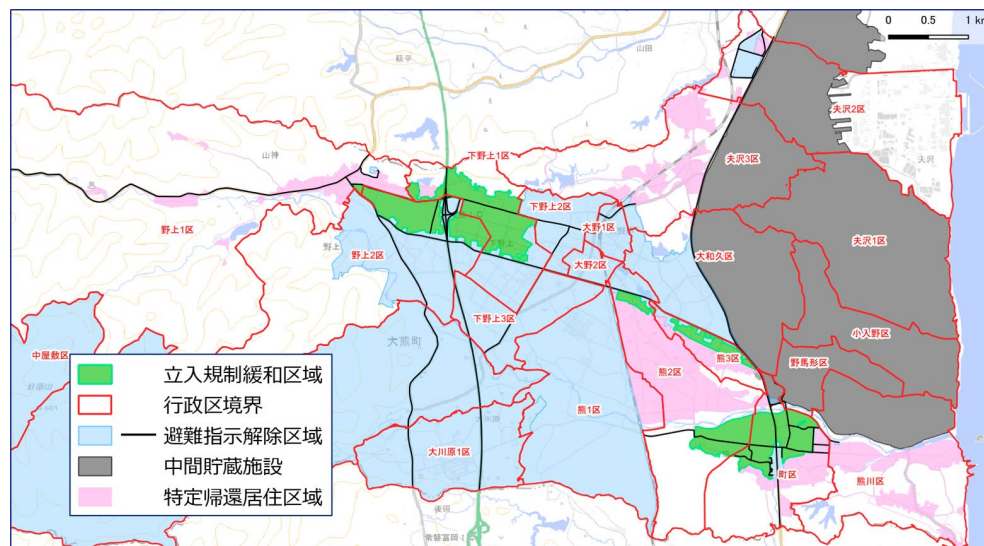
※詳細はスライド10参照

- ・ 地元自治体の**土地活用への強い意向**がある場合には、**住民の安全の確保**を前提として、**拠点区域外の解除**を可能にする、**仕組み**（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部にて決定。
(2020年12月25日)
- ・ これまで飯舘村、葛尾村において、土地活用に向けて合計5件の避難指示解除。

4. 帰還困難区域における立入規制緩和

- 帰還困難区域の区域境界には、バリケード等の物理的な防護措置により、住民の自由な立入を制限してきたところ、住民からの御意見を踏まえ、バリケードを設置しない立入規制緩和が可能となるよう運用見直し（2023年8月）。
- これを受け、自治体の意向も踏まえ、これまで、飯舘村、浪江町、双葉町の一部において立入規制緩和を実施。
- 本年6月には、**大熊町の特定帰還居住区域の一部**（野上2区、下野上1区、熊2区、熊3区、町区）の立入規制緩和を実施。

【参考】大熊町の立入規制緩和区域



【参考】立入規制緩和区域に伴い開かれたバリケード（双葉町下長塚地区）



【参考】特定帰還居住区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて
（2023年8月 原子力災害対策本部 決定）（抄）

空間線量率の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、バリケードなど物理的な防護措置を実施しないことを可能とする。

※ 住民の放射線防護対策を各自治体の実情に応じて柔軟に講じることも併せて決定。

（放射線防護策の取組例）

- ① 個人線量計等を用いた個々人の被ばく線量の測定、
- ② 線量マップの作成、
- ③ 個人線量測定結果や蓄積されたデータ等を用いた生活パターンごとの被ばく線量の推計の放射線不安対策への活用

※1 双葉町下長塚地区

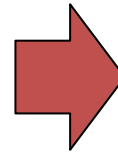
5. 原子力災害現地対策本部機能班の主な活動

帰還困難区域における火災、事故、傷病者等への対応

- 帰還困難区域において火災、事故、傷病者等が発生した場合、**通報を受けた原子力災害現地対策本部が迅速に対応。**
- 2026年1月には、福島県主催で楡葉オフサイトセンターにて実施された総合防災訓練に参加した他、自主訓練を定期的実施するなど、有事に備え万全を期している。

バリケードの管理

- 原子力災害現地対策本部が、県、市町村、警察等と協議の上、**バリケードの設置・撤去**の作業を実施。
- 2025年3月の飯舘村および葛尾村の土地活用スキームによる避難指示解除では、解除済みの土地へのアクセスの利便性を向上させるために**一部区域に立入規制緩和を実施**する等、**バリケードを撤去・移動。**
- 2025年11月の立入規制緩和によって双葉町（三字・下長塚・羽鳥行政区）、2026年6月の立入規制緩和によって大熊町（野上2区の一部、下野上1区、熊2区、熊3区の一部、町区の一部）における**バリケードを撤去・移動。**



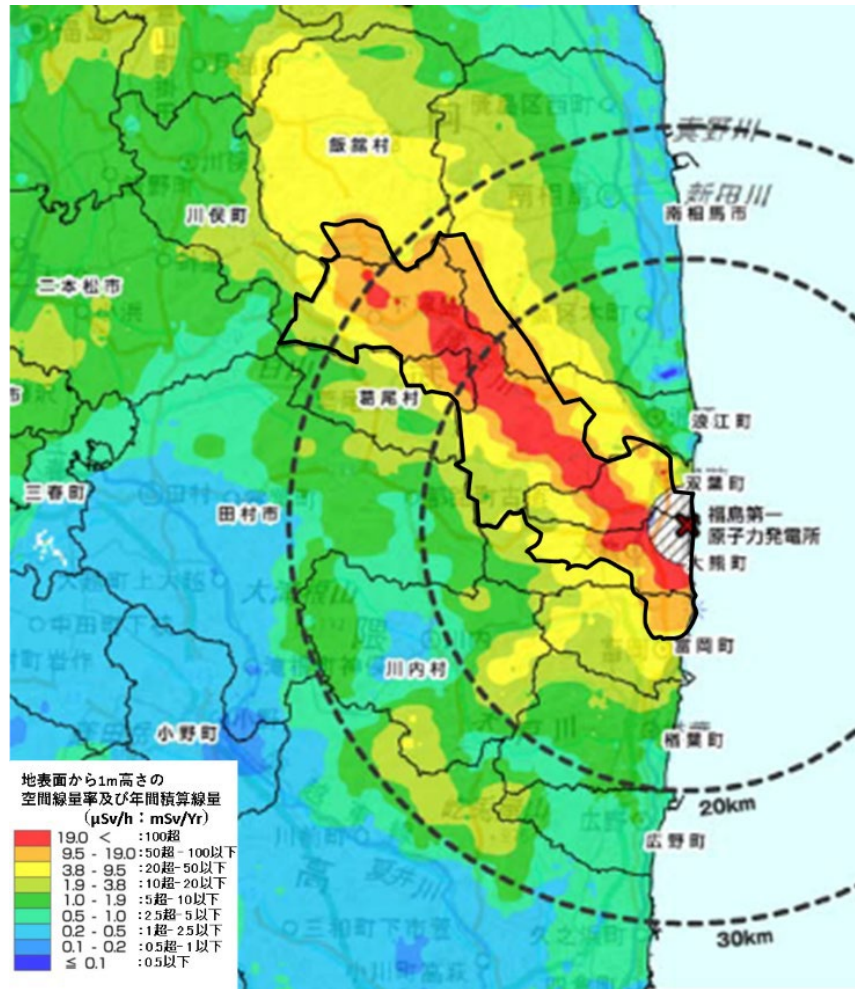
※葛尾村野行地区

(参考) 3. 避難指示区域の解除に向けた取組 (放射線量の推移)

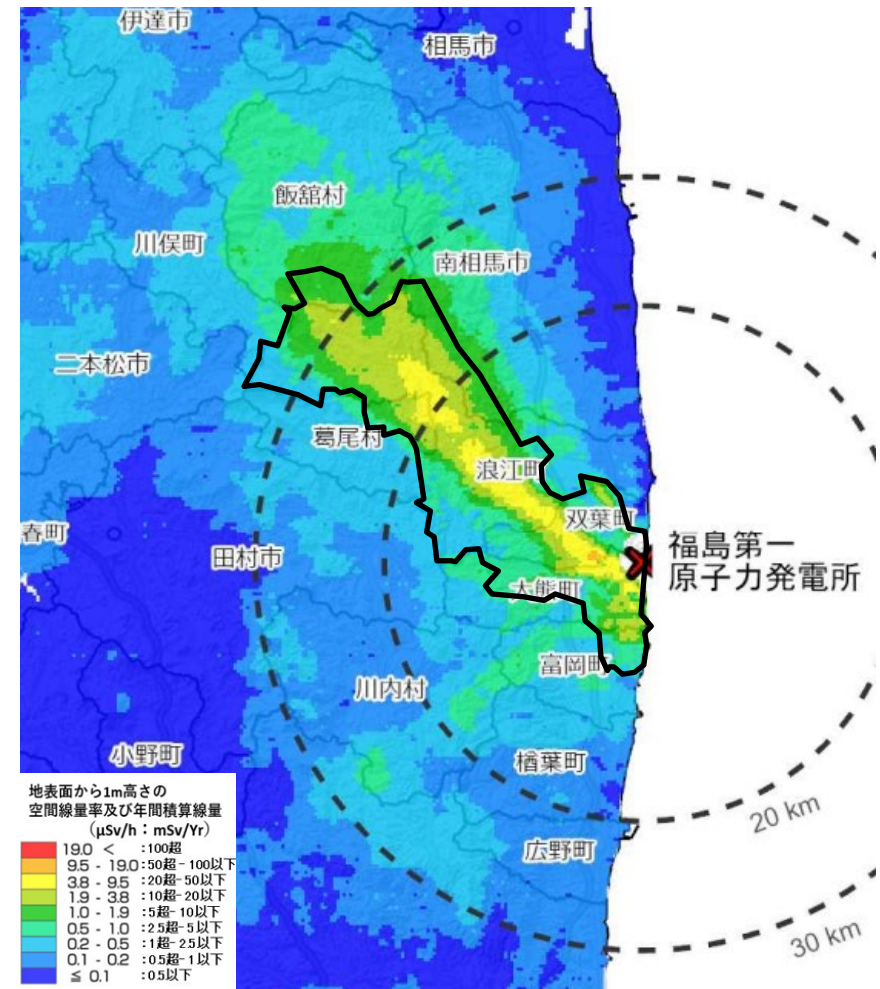
〔 2011年11月時点の線量分布 〕

〔 2025年12月時点の線量分布 〕

※黒枠囲いのエリアは避難指示区域の見直しが完了した2013年8月時点で帰還困難区域とされた範囲



14
年
後



(出典) 平成23年12月16日文部科学省「文部科学省による第4次航空機モニタリングの測定結果について」に基づき支援T作成

(出典) 令和8年3月4日原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの結果について」に基づき支援T作成

避難指示解除準備区域※1・居住制限区域※2

【※1 2011年当時、放射線量が年間20ミリシーベルト以下・立入り可】

【※2 2011年当時、放射線量が年間20～50ミリシーベルト・立入り可】

⇒**全て解除済み**

帰還困難区域

【2011年当時、放射線量が年間50ミリシーベルト超・原則立入禁止】

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」、との方針

① 特定復興再生拠点区域(■ 部分)

2022年：葛尾村、大熊町、双葉町、

2023年：浪江町、富岡町、飯館村の避難指示を解除。

② 特定帰還居住区域 (■ 部分)

・2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるようにする方針を決定 (2021年 8 月)。

・「特定帰還居住区域」制度を創設 (2023年 6 月：改正福島特措法)。

2023年 9 月：大熊町及び双葉町の一部区域

2024年 1 月：浪江町、2 月：大熊町※3、富岡町、4 月：双葉町※3

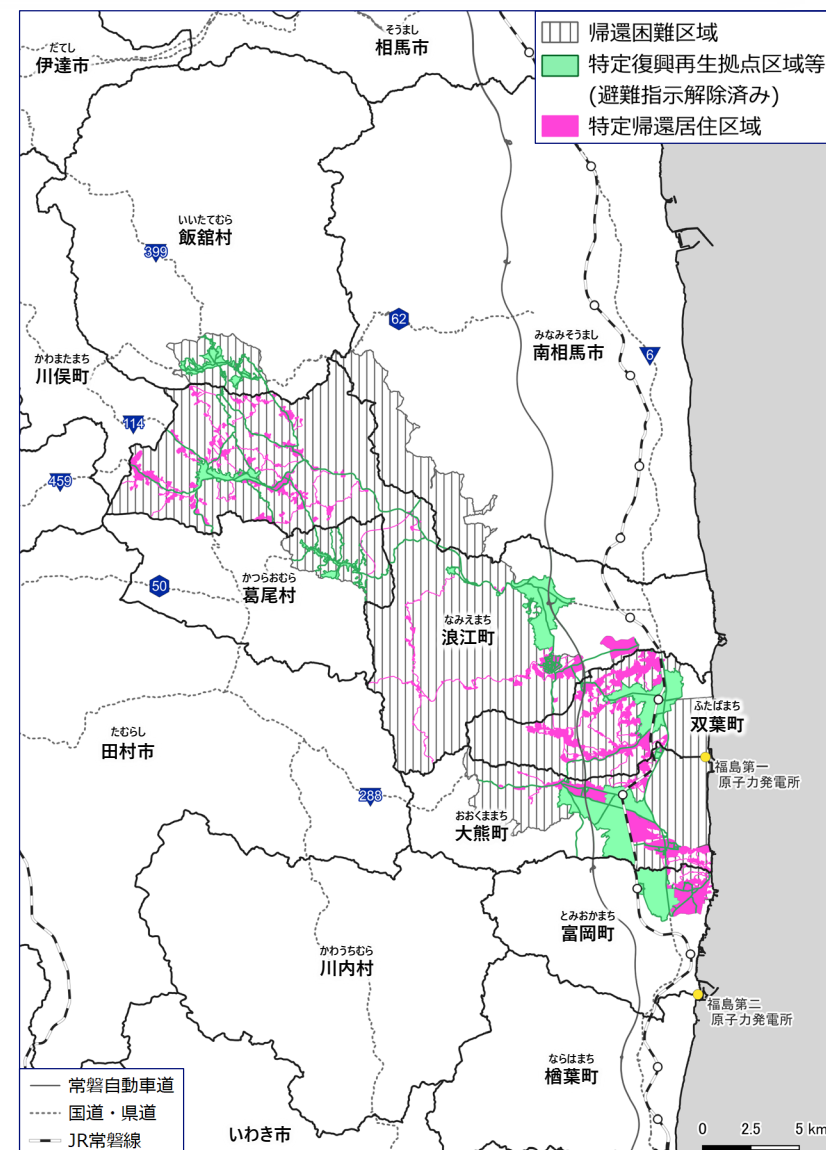
2025年 3 月：南相馬市、浪江町※3、7 月：葛尾村※3

2026年 2 月：双葉町※3、富岡町※3、3 月：大熊町※3、葛尾村※3

の「特定帰還居住区域復興再生計画」を認定。

※3 計画変更を認定

避難指示区域 (2026年3月時点)



※南相馬市・葛尾村の特定帰還居住区域は個人の特定につながるため非公表

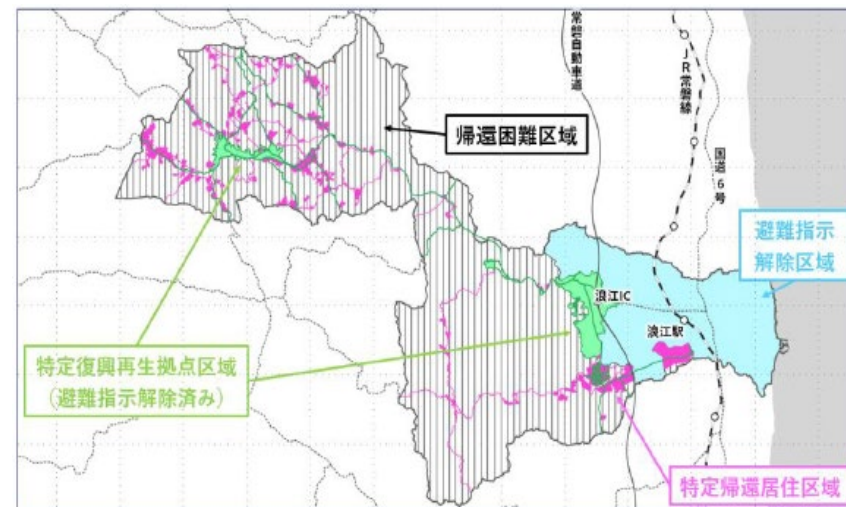
(参考) 3. 避難指示区域の解除に向けた取組 (特定帰還居住区域復興再生計画の認定)

認定済みの特定帰還居住区域

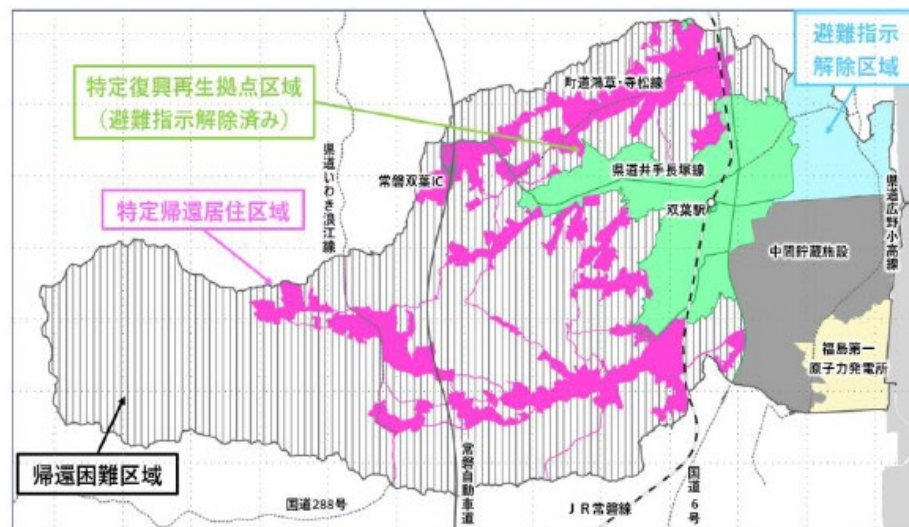
大熊町 (2026年3月24日改定)



浪江町 (2025年3月18日改定)



双葉町 (2026年2月13日改定)



富岡町 (2026年2月13日改定)



(参考) 3. 避難指示区域の解除に向けた取組（特定帰還居住区域復興再生計画の認定）

- 帰還意向調査は帰還困難区域に2011年3月11日時点で住民登録されていた方のうち、同区域に土地又は建物を所有されている方と、その方と同居されていた親族の方を対象に実施（※第2回調査は第1回において「帰還意向あり」と回答した世帯を除いて調査を実施）。
- **帰還意向調査の結果を基に、自治体において特定帰還居住区域復興再生計画を作成し、国において認定。**
- 政府方針においては、すぐに意向を示せない住民にも配慮し、複数回調査を実施するとしており、**第1回目及び第2回目の帰還意向調査の結果、住民の4～5割において帰還意向あり。**

	大熊町		双葉町		浪江町		富岡町	
	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回
世帯数(世帯)	604	394	422	249	760	496	244	152
返送世帯数	370	198	267	132	444	228	187	55
帰還意向あり ()内は各々の実施回の世帯数に対する割合	198 (33%)	54 (14%)	168 (40%)	49 (20%)	256 (34%)	76 (15%)	92 (38%)	13 (9%)
【第1回+第2回】 ()内は第1回の世帯数に対する割合	252 (43%)		217 (51%)		332 (44%)		105 (43%)	
帰還意向なし	107	88	38	40	117	87	46	30
保留	65	56	61	43	71	65	49	12

※集計時点：

大熊町 2024年1月31日（第1回）、2025年2月17日（第2回） / 双葉町 2024年3月8日（第1回）、2026年2月28日（第2回）

浪江町 2023年12月5日（第1回）、2025年1月31日（第2回） / 富岡町 2024年1月17日（第1回）、2025年7月1日（第2回）

※ 令和5年度に葛尾村、令和6年度に南相馬市も調査を実施。対象世帯が限られるため、個人情報保護の観点から、結果は非公表。

※ 第2回調査の世帯数は、所在不明等により、第1回調査の「世帯数」から第1回調査の「帰還意向あり」と回答した世帯数を除いた数値と一致しない

(参考)3. 避難指示区域の解除に向けた取組 (土地活用スキーム)

土地活用に向けた対応

- 地元自治体の土地活用への強い意向がある場合には、住民の安全の確保を前提として、拠点区域外の解除を可能にする、仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部にて決定。

(2020年12月25日)

・飯館村

<堆肥製造施設> 場所：飯館村 長泥行政区

- 土地活用者：イイタテバイオテック(株)
- 解除面積：約2.7ha
- 解除時期：令和7年3月31日

<外縁部除染済農地> 場所：飯館村 長泥行政区

※堆肥製造施設の燃料として資源作物を栽培

- 土地活用者：イイタテバイオテック(株)
- 解除面積：約3.5a
- 解除時期：令和7年3月31日

<長泥曲田公園> 場所：飯館村 長泥行政区

※長泥地区の復興・再生に向けた取組の情報発信等を目的

- 土地活用者：飯館村
- 解除面積：約0.6ha
- 解除時期：拠点と同時（令和5年5月1日）

・葛尾村

<阿武隈風力発電事業> 場所：葛尾村 野行行政区

- 土地活用者：福島復興風力合同会社
- 解除面積：約13.1ha
- 解除時期：令和7年3月31日

<葛尾風力発電事業> 場所：葛尾村 野行行政区

- 土地活用者：葛尾風力(株)
- 解除面積：約6.8ha
- 解除時期：令和7年3月31日

- 飯館村においては、令和5年5月の飯館村長泥行政区の特定復興再生拠点区域の避難指示解除と併せて、土地活用による避難指示解除により、長泥曲田公園（ながどろまがた）を避難指示解除。

また、拠点区域外で建設を進めているたい肥製造施設、また、同施設にて使用する燃料の一部に使う資源作物を栽培するための農地（拠点の外縁部に位置し除染済みの農地の一部）について、土地活用に向けた避難指示を解除。

- 葛尾村においては、葛尾風力発電（葛尾風力(株)）、阿武隈風力発電（福島復興風力合同会社）の事業用地について、土地活用に向けて避難指示を解除。

(参考) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の進捗状況

① 使用済燃料プールからの燃料取出し

3・4号機は取出し済。2号機は2026年6月2日に取出し開始。

1号機は2026年1月に大型カバー設置を完了。取出しに向けたガレキ撤去作業を実施中。

② 燃料デブリの取出し

2024年11月、2025年4月の2回にわたり、2号機において試験的取出しに成功。

2025年7月に、3号機における大規模取出しに向けた準備工程を具体化。

2026年3月に、マイクロドローンを用いた3号機の原子炉格納容器内の調査を実施。

2026年4月に、2号機における原子炉圧力容器内部調査を実施。

③ 汚染水対策

1～3号機の原子炉建屋、プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋を除き、滞留水の処理を完了。

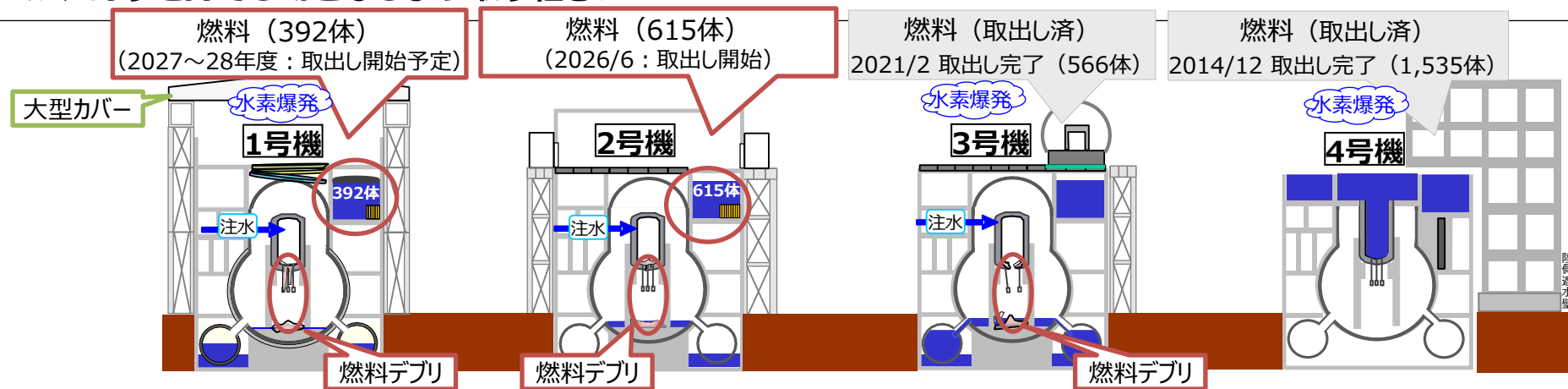
汚染水発生量は対策前（540m³/日）と比較し、約1/9に低減。（2025年度汚染水発生量：約60m³/日）

④ ALPS処理水の海洋放出

2023年8月に海洋放出開始。これまで20回の放出を安全に完了。2026年6月時点で、ALPS処理水の放出に伴い使用しなくなったタンクを17基解体済。空けた区画には、燃料デブリ取出し作業の関連施設等の設置を予定。

⇒これまでの約15年間の取組を踏まえつつ、今後のより本格的な作業段階においても、安全かつ着実に廃炉を進めていくことが重要。

長期にわたる廃炉を進めるために万全の体制を構築するとともに、技術的難易度の高い課題に挑戦する廃炉の現場が、誇りを持てる場となるよう取り組む。



(参考) 使用済燃料プールからの燃料取出し

使用済燃料プールからの燃料取出しは、福島第一原発のリスクを低減するための重要な工程の一つ。

＜1号機＞ **ダスト飛散対策の信頼性向上等を目的として原子炉建屋を覆う大型カバーの設置が2026年1月に完了。** 2027～2028年度に予定する燃料取出し開始に向け、**ガレキ撤去作業を実施中。**

＜2号機＞ **2026年6月から燃料取出し作業を開始。2028年度内の取出し完了が目標。**

1号機

大型カバー設置後
(2026年1月)

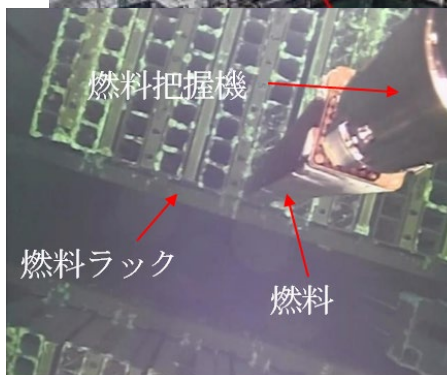
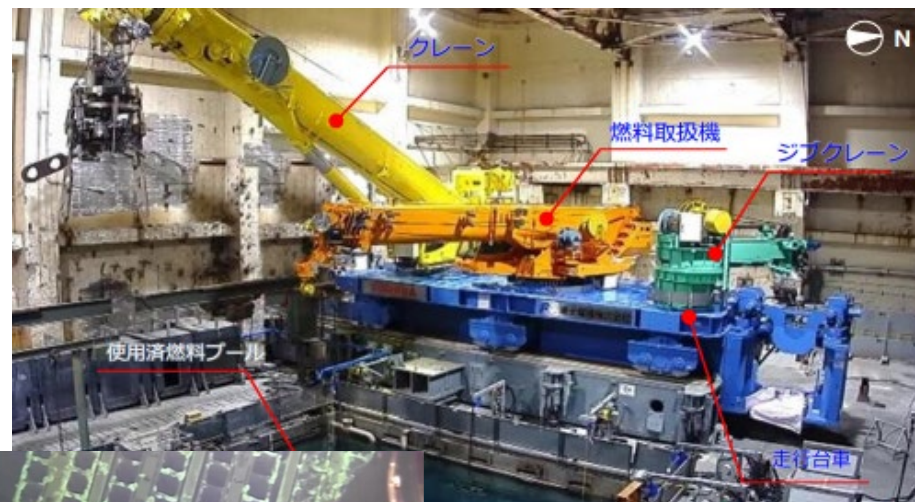


ガレキ撤去の様子



2号機

2号機原子炉建屋内
燃料取扱設備

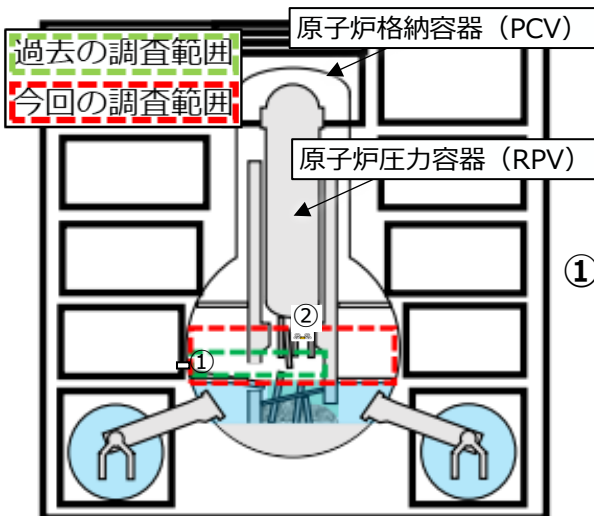


燃料取出しの様子

(参考) 3号機 原子炉格納容器内マイクロドローン調査の結果

- 東京電力は、燃料デブリの本格的な取出しに向け、原子炉格納容器（PCV）内部等の調査を進めている。
- 2026年3月、小径の貫通孔から投入可能なマイクロドローンを活用し、3号機PCV内部を調査。燃料が装荷されていた原子炉圧力容器（RPV）底部とみられる構造物等を、事故後初めて確認。
- 得られた映像から内部構造をより正確に把握するための3Dデータ等を拡充し、燃料デブリ取出しや今後の更なる調査に向けた検討に活用する。

原子炉建屋の概略図



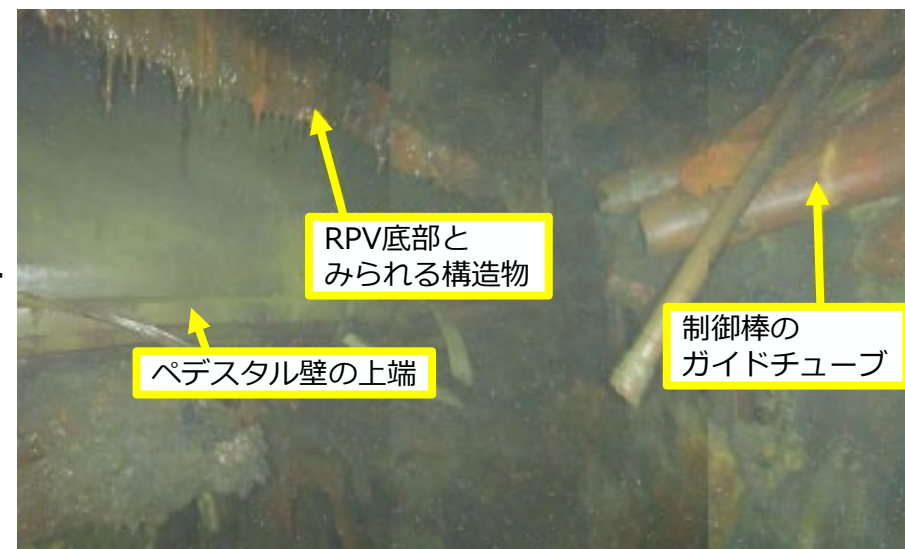
マイクロドローン



①PCV貫通部(X-6ペネ)内の様子



②RPV底部付近の様子



(参考) ALPS処理水の海洋放出とタンク解体

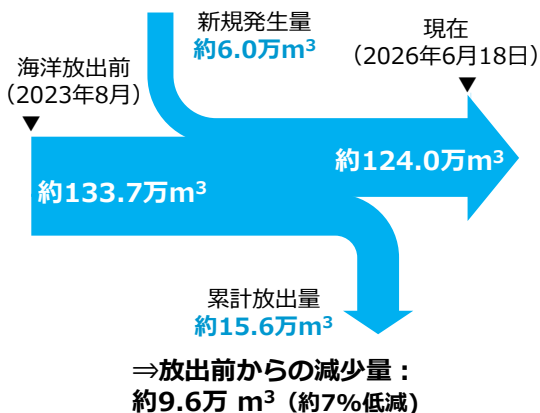
- ALPS処理水については、トリチウム濃度を規制基準の40分の1、WHOが定める飲料水基準の約7分の1である運用基準1,500ベクレル／リットル未満になるよう希釈して海洋放出する。
- 2025年度は、約55,000m³（トリチウム総量約16兆ベクレル）のALPS処理水を7回に分けて放出。
- 2026年度は、1回放出を増やし、約62,400m³（トリチウム総量約11兆ベクレル）のALPS処理水を8回に分けて放出する計画。
6月20日に2026年度第2回（通算第20回）の放出を完了。
- これまでのモニタリング結果やIAEAによる評価からALPS処理水の海洋放出が安全であることが確認されている。
- ALPS処理水等*の貯蔵量は、海洋放出前から約7%低減。2025年2月14日、ALPS処理水の放出に伴い使用しなくなったタンクの解体作業に着手。2026年6月時点で17基解体済。空けた区画には、燃料デブリ取出し作業の関連施設等の設置を予定。

1. 2026年度ALPS処理水放出実績・計画

	放出開始時期(終了日)	水量	トリチウム濃度(希釈前)	トリチウム総量
①	2026年 4月2日(～4月20日)	7,865m ³	24万 Bq/L	約1.9兆 Bq
②	6月1日(～6月20日)	7,927m ³	17万 Bq/L	約1.3兆 Bq
③	7月6日(～7月24日)	約7,800m ³	17万 Bq/L	約1.3兆 Bq
④	7～8月	約7,800m ³	16万 Bq/L	約1.3兆 Bq
⑤	8～9月	約7,800m ³	16万～17万 Bq/L	約1.3兆 Bq
⑥	9～10月	約7,800m ³	15万～19万 Bq/L	約1.3兆 Bq
⑦	10～11月	約7,800m ³	19万 Bq/L	約1.5兆 Bq
点検(測定・確認用設備 A群タンクの本格点検含む)				
⑧	2027年2～3月	約7,800m ³	19万 Bq/L	約1.5兆 Bq

※Bq=ベクレル

2. ALPS処理水等*の貯蔵量の低減



*ALPS処理水等: ALPS処理水及び処理途上水
**各数値は四捨五入のため、合わない場合がある

3. 処理水の放出に伴うタンクの解体



(提供: 東京電力ホールディングス)

(参考) 福島県浜通り地域等の産業復興に向けた取組

- 2025年6月に改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」では、前例のない複合災害の影響により社会課題が全国より先行して現れることになった浜通り地域等を、社会課題の解決や新技術の社会実装に向けたあらゆるチャレンジが可能な「実証の聖地」と位置付け。**“イノベ構想をもっと身近に、未来を現実”**にすべく、創造的復興を推進。
- 福島の持つポテンシャルを最大限活用した地域との共生・共創を第一に、以下3つの視点を踏まえて取組を加速していく。

「地域の稼ぎ」： 経済効果を波及。成長力のある企業の呼び込みや地元企業を含めた面的サプライチェーンの構築。

「日々の暮らし」： イノベ構想の成果を住民目線の見える形で還元。地域に密着した課題解決・暮らしやすさの実感向上。

「担い手の拡大」： 地域の魅力を発信しつつ、新たな活力の呼び込みや次世代人材の育成。

【産業復興の柱】福島イノベーション・コースト構想

(1) 事業・なりわいの再建

働く場の創出や買い物をする等、“まち機能”の早期回復に向けた支援を実施する。

<主な取組・実績>

- 官民合同チームが約6,000事業者を個別訪問し、約2,600事業者が事業再開。
- 多様なニーズを踏まえた個別支援を通じて、事業再開や経営改善、販路開拓を後押し。

(2) 新産業の創出

6つの重点分野を中心に、浜通り地域等15市町村に新たな産業基盤を構築する。

<主な取組・実績>

- RTFをはじめとする実証フィールドの整備・拡充。ロボット分野では約80社の関連企業の進出。約130件の新技術の事業化。
- 439件の企業誘致と約5,000人の雇用創出効果。

(3) 交流人口・関係人口の拡大

この地ならではの魅力を創出・発信し、新たな活力を呼び込み、次世代人材を育成。

<主な取組・実績>

- 広域連携によるコンテンツの作成（酒・グルメ・サイクル等）、誘客コンテンツの開発支援
- 情報発信の強化（累計155件採択）
- 映像・芸術文化を通じた魅力づくり 等

<R8施策の方向性>

- ✓ **地域の実情や時代変化に応じて各施策を見直し**。支援機関等同士の連携強化により、**段階に応じた一貫の手厚いサポート環境**を構築へ。
- ✓ これまでの内容に加え、3つの視点を踏まえた取組を新たに促進。



経済効果波及のため**県内企業との取引活性化**



地域課題解決のため**企業や人々の活動・実証等の促進**



交流人口の**関係人口化** 等